

## 荒川区ふれあい館管理運営要綱

平成 16 年 8 月 31 日制定  
(16 荒地区第 367 号)  
( 助 役 決 定 )  
令和 8 年 3 月 31 日一部改正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、荒川区ふれあい館(以下「ふれあい館」という。)の管理及び運営について、必要な事項を定める。

### (用語の意義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、荒川区ふれあい館条例(平成 16 年荒川区条例第 21 号。以下「条例」という。)及び荒川区ふれあい条例施行規則(平成 16 年荒川区規則第 62 号。以下「規則」という。)で使用する用語の例による。

### (団体登録の承認基準)

第 3 条 条例第 2 条の規定によりふれあい館を団体で使用しようとする場合は、次の種別とし、あらかじめ登録をしなければならない。ただし、荒川区長(以下「区長」という。)が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 区民団体
- (2) 公共的団体
- (3) 前 2 号以外の団体(以下「一般団体」という。)

2 区民団体の承認基準は、次のとおりとする。

- (1) 団体の代表者が荒川区(以下「区」という。)の区域内に住所又は事務所若しくは事業所(以下「事務所等」という。)を有し、又は区の区域内の事務所等に勤務すること若しくは区内の学校に在学すること。
- (2) 団体の構成員(中学生以下のみ又は同一世帯のみで構成されているときを除く。以下同じ。)が 5 名以上で、その過半数が区の区域内に住所又は事務所等を有し、又は区の区域内の事務所等に勤務すること若しくは区内の学校に在学すること。
- (3) 団体の活動内容が公の秩序又は善良な風俗を害するものでないこと。
- (4) 専ら営利を目的とした団体でないこと。

3 公共的団体とは、区長が特に公共的活動団体として指定した団体をいう。

4 一般団体の承認基準は、次のとおりとする。

- (1) 団体の代表者が区の区域内に住所又は事務所等を有し、又は区の区域内の事務所等に勤務すること若しくは区内の学校に在学すること。
- (2) 団体の構成員が 5 名以上であること。

- (3) 団体の活動内容が公の秩序又は善良の風俗を害するものでないこと。
- (4) 専ら営利を目的とした団体でないこと。
- 5 第1項の登録を受けようとする団体は、荒川区区民ひろば館・ふれあい館使用団体登録申請書(別記第1号様式)、当該団体の構成員名簿その他区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。
- 6 前項の場合において、区長が必要と認めるときは、それぞれの承認基準に該当することを証明することができるものを提示しなければならない。

#### (団体登録の申請の受付場所)

第4条 規則第5条に規定する団体登録の申請は、区民生活部地域つなぐ課各区民事務所又はコミュニティ施設課施設支援係(以下「区民事務所等」という。)で受け付けるものとする。

#### (登録の承認等)

- 第5条 区長は、団体登録の申請が第3条の規定の基準を満たしていると認めるときは、荒川区公共施設利用者登録カード(別記第2号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。
- 2 前項の登録証の有効期間(以下「有効期間」という。)は、区民団体及び一般団体にあつては登録をした日から3年を限度として区長が指定する日まで、公共的団体にあつては登録をした日から第3条第3項に規定する区長が特に公共的活動団体として指定した団体に該当しなくなった日までとする。
  - 3 第1項による承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、登録証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、荒川区区民ひろば館・ふれあい館使用団体登録証再交付申請書(別記第3号様式)により、区長に登録証の再交付を申請することができる。
  - 4 同一団体の重複登録はできないものとする。この場合において、一方の団体の構成員の3分の2以上が他方の団体の構成員と同一であり、かつ、活動内容が同じであるときは、同一団体とみなすものとする。
  - 5 登録団体は、承認を受けた登録内容に軽微な変更が生じた場合は、速やかに荒川区区民ひろば館・ふれあい館団体登録記載事項変更届(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

#### (登録の更新等)

- 第5条の2 登録団体(区民団体及び一般団体に限る。)は、有効期間の更新を受けようとする場合は、区民団体にあつては有効期間が満了する日の2月前から当該期間が満了する日までの間に、一般団体にあつては有効期間が満了する日の1月前から当該期間が満了する日までの間に、有効期間の更新の申請を行うことができる。
- 2 登録団体は、承認を受けた登録内容に変更が生じた場合(前条第5項に規定する承認を受けた登録内容に軽微な変更が生じた場合を除く。)は、速やかに区長に変更内容を申請をしなければならない。
  - 3 区長は、前2項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新たに登録証を交付するものとする。
  - 4 前項の登録証の有効期間は、第1項の申請にあつては更新前の有効期限が満了する日の翌日から3

年を限度として区長が指定する日まで、第2項の申請にあっては変更を登録した日の翌日から3年を限度として区長が指定する日までとする。

- 5 第3条第5項及び第6項並びに前条第3項から第5項までの規定は、第1項及び第2項の申請について準用する。

#### (登録の取消し)

第5条の3 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項又は第4項に規定する承認基準に該当しなくなったとき。
  - (2) 区長が公共的団体の指定を取り消したとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
  - (4) 条例第18条各号のいずれかに該当し、区長が改善の見込みがないと認めるとき。
  - (5) 登録団体から登録の取消しの申出があったとき。
- 2 区長は、前項の取消しを行ったときは、荒川区区民ひろば館・ふれあい館使用団体取消通知書(別記第5号様式)により、登録団体に通知するものとする。

#### (他の施設で団体登録した団体のふれあい館の使用)

第6条 区に、荒川区区民ひろば館使用団体として登録した団体、荒川さつき会館使用団体として登録した団体、老人福祉センター会議室利用団体として登録した団体、男女平等推進団体として登録した団体及び障害者福祉推進団体として登録した団体並びに荒川区教育委員会に社会教育関係団体として登録した団体は、この要綱に基づきふれあい館の使用のための団体登録を受けた団体とみなす。

#### (登録団体台帳の作成)

第7条 区民生活部コミュニティ施設課長(以下「コミュニティ施設課長」という。)は、登録団体について登録団体台帳を作成し、整理しなければならない。

#### (使用の申請の受付場所等)

第8条 規則第7条第2項の規定による使用の申請の受付場所及び受付時間は、別表のとおりとする。

#### (催事届)

第8条の2 使用者(区民団体、公共的団体その他区長が必要と認める団体に限る。)は、使用の申請に当たって、次の各号に掲げる事由に該当するときは、催事開催届(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 登録団体の構成員の人数(以下「団体登録人数」という。)を超えて活動を行うとき。
- (2) 発表会、他団体との交流会その他の催し物の開催を目的として活動を行うとき。
- (3) 食事会(調理実習室で行われるときを除く。)を行うとき。

#### (登録証の提示)

第 9 条 団体登録した団体は、規則第 7 条第 2 項の規定による使用の申請及び規則第 16 条第 2 項の規定による還付申請に当たっては、登録証を提示しなければならない。

(使用申請の制限)

第 10 条 ふれあい館を使用する団体の使用の申請における使用区分の上限は、次の各号に掲げる受付日に応じて、それぞれ当該各号に掲げる区分とする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 応当日(規則第 8 条第 1 項第 1 号に規定する使用日の属する月の 2 月前の使用日と同じ日付の日(同じ日付の日がない場合は、使用日の前の月の 1 日)、同項第 2 号に規定する使用日の属する月の 2 月前の使用日と同じ日付の 2 日後の日(同じ日付の日がない場合は、使用日の前の月の 3 日)又は同項第 3 号に規定する使用日の属する月の 1 月前の使用日と同じ日付の日(同じ日付の日がない場合は、使用日の月の 1 日)をいう。以下同じ。) 午前、午後Ⅰ、午後Ⅱ、夜間のうちの連続する 2 使用区分とし、ふれあい館の 1 施設に限る。

(2) 応当日の翌日から使用日の 15 日前までの日 1 週間(日曜日から土曜日までの 7 日間をいう。)につき、1 日かつ 4 使用区分とし、ふれあい館の 1 施設に限る。

(3) 使用日の 14 日前の日から使用日の 2 日前までの日 同一の日かつ同一の使用区分につきふれあい館の 1 施設

2 前項の場合において、使用の申請における使用区分は、荒川区区民ひろば館管理運営要綱(平成元年 2 月 10 日 63 荒地区第 445 号地域振興部長決定)第 11 条に規定する使用の申請における使用区分を通算して取り扱うものとする。

第 11 条 削除

(使用申請期間の延長)

第 12 条 規則第 8 条第 1 項ただし書に規定する特に認めるときとは、事務処理上使用の申請を受け付けることができ、かつ、管理上支障がないと認められるふれあい館に対する申請のときとする。

第 13 条 削除

(抽選の方法)

第 14 条 規則第 10 条第 2 項ただし書に規定する抽選の方法は、コミュニティ施設課長が別に定める。

(使用承認事項の変更)

第 15 条 使用者は、使用の承認を受けた事項の変更は、2 回以上行うことはできない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認の調整)

第 16 条 規則第 10 条の規定による使用の承認をした後に、ふれあい館の施設の有効活用のため必要が生じたときは、コミュニティ施設課長は、使用施設の変更について使用者間の調整に努めるものとする。

(使用の不承認に該当する事項)

第 17 条 条例第 11 条に規定する承認をしない場合の例示は、次のとおりとする。ただし、区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 商品の宣伝、販売その他の営業行為及び従業員の講習、研修会等
- (2) 興行者、師匠、講師等が会費を得て主催する行事又は教室
- (3) 参加者から適正な額を超えた料金を徴収して興行を行うとき。
- (4) 団体登録時に承認された団体の活動内容と異なる内容で使用するとき。
- (5) 団体登録をしている場合にあっては、使用人数が団体登録人数を超えるとき。
- (6) 団体登録をしている場合にあっては、発表会、他団体との交流会その他の催し物の開催を目的として活動を行うとき。
- (7) 団体登録をしている場合にあっては、食事会(調理実習室で行われるときを除く。)を行うとき。
- (8) 宗教上の儀式又は布教活動を行うとき。

2 前項第 5 号から第 7 号までの規定にかかわらず、第 8 条の 2 に規定する催事の開催を届け出たときは、区民団体、公共的団体その他区長が必要と認める団体に限り、原則として同一年度に 3 回まで承認することができる。

(使用に当たっての禁止行為)

第 17 条の 2 条例第 18 条第 2 号に規定する使用条件に違反したときの例示は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 項各号(同項第 6 号から第 8 号までにはあっては、第 8 条の 2 に規定による催事開催届の届出がない場合に限る。)に規定する行為
- (2) 承認した申請時の活動内容と異なる使用をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失をもって、施設、備品等を破損し、又は滅失したとき。
- (4) 飲酒、長時間にわたる場所の占拠等により他の使用者に迷惑を掛ける行為をしたとき。
- (5) 乱暴な言動、職員に対する面会の強要など他の使用者や職員に危害を及ぼすような行為をしたとき。
- (6) 他の利用者又は近隣の住民の迷惑となるような大音量の音楽等の演奏若しくは再生、叫び声その他の大声又は足を踏み鳴らしたり、壁を叩いたりする行為をしたとき。
- (7) 指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしたとき。

(使用料の納付)

第 18 条 規則第 13 条に規定する別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 荒川区インターネット施設予約システムの利用に関する規則(平成 19 年荒川区規則第 42 号)第 7 条第 1 項第 2 号に規定する方法により使用料を納付する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用の承認の際に使用料を前納することが困難であると認められる場合

2 使用料の納付場所は、別表のとおりとする。

(入場料徴収者に対する使用料)

第 19 条 規則第 15 条に規定する使用料の額を徴収する場合とは、団体等が講演会や研修会若しくは教室等の事業を主催し、参加者から入場料や月謝若しくは受講料等を参加者から徴収し、専ら団体等の収入とする場合をいう。

(使用料加算の免除)

第 20 条 規則第 15 条ただし書に規定する別に定める場合とは、団体等の全構成員が会運営のための会費を負担し、その会費をもって、会の経費を支出し、かつ支出についての会計報告を定期的に行っている場合をいう。

2 前項の場合においては、同項の団体等が規則別表第 2 に該当する場合においては、規則第 14 条の規定による減免を行うものとする。

(使用料の還付)

第 21 条 使用料の還付の受付場所は、別表のとおりとする。

2 規則別表第 3 に規定する使用者の責によらない理由により使用できないときとは、次の各号に掲げるときとする。

(1) 東京都 23 区東部(東京都台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区内の地域をいう。)に暴風に関する特別警報又は警報が発令されているとき。

(2) 積雪により使用が困難なとき。

(3) 震度 5 強以上の地震の発生により使用が困難なとき。

(4) その他区長が使用できないと認めるとき。

(その他)

第 22 条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、ふれあい館の管理及び運営について必要な事項は、必要に応じ区民生活部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、使用の申請その他使用のために必要な準備行為に係る規定は、平成 16 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 に規定する西日暮里ふれあい館を利用するための手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 に規定する南千住駅前ふれあい館を利用するための手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 に規定する峡田ふれあい館を利用するための手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 8 条、第 18 条、第 21 条関係)

施設	使用の申請受付	受付時間	使用料の納付	使用料の還付
各区民事務所 コミュニティ施設 課施設支援係	全てのふれあい 館	午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分まで	全てのふれあい 館	全てのふれあい 館
荒川区ふれあい館 条例(平成 16 年荒 川区条例第 21 号) 別表第 1 の名称欄 に掲げる施設	当該施設のみ	午前 8 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで	当該施設のみ	当該施設のみ

別記第1号様式

更新・新規

荒川区区民ひろば・ふれあい館使用団体登録申請書 (区民・一般)

\* 受付日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 \* 決定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

暗証番号 <small>必ず記入してください。</small>	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <small>4桁の数字を記入してください。</small>					* 登録番号	
団体名	フリガナ						
団体代表者 (使用責任者)	(〒 - ) 区 丁目 番 号 ※ 在勤・在住の方は勤務先又は学校名を記入してください。 フリガナ						
		自宅・勤務先 電話	( )				
		携帯	( )				

・ 代表者と連絡者が同じ場合は、連絡先欄の記入は必要ありません。

連絡先	丁目 番 号 フリガナ	自宅・勤務先 電話	( )
		携帯	( )

設立年月日	年 月 日				
活動目的 (趣 旨)					
活動内容 (具体的な事項)					
団体詳細	総 数	区 内			区 外
	人 訳	在 住 者	在 勤 者	在 学 者	人
		人	人	人	

ひろば館・ふれあい館貸室ご利用案内の内容を理解したうえで、上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

荒川区長 殿

・ 構成員名簿を添えて申請してください。

決定欄		
所長	副所長	担当

処理欄		
受付	入力	照合

別記第2号様式（第5条関係）

登録カード

カード番号	
申請者名	
代表者名	
利用者区分	
有効期間	

別記第3号様式

# 荒川区区民ひろば館・ふれあい館使用団体登録証再交付申請書

下記の理由により、荒川区区民ひろば館・ふれあい館使用団体登録証の再交付を申請します。

年 月 日

荒川区長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 1 団体名

団体の種類	区民・一般	登録番号	
団体名	フリガナ		
代表者	住所		
	氏名		電話 ( )

## 2 理由

①紛失 ②破損 ③汚損 ④その他 ( )

事務欄

※ 受付日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

※ 決定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

所 長	副 所 長	照 合	受付・入力

# 荒川区区民ひろば館・ふれあい館団体登録記載事項変更届

年 月 日

荒川区長 殿

登録番号

団体名

住 所

申 請 者

電 話

( )

次の通り申請します。

		変 更 前	変 更 後	
変 更 事 項	ふりがな			
	団体名			
	代 表 者	ふりがな		
		氏 名		
		住 所		
	電 話 番 号			
	連 絡 者	ふりがな		
		氏 名		
		住 所		
	電 話 番 号			
暗証番号				
会 員 数	人 (内区外 人)	人 (内区外 人)		

<事務処理欄>

※ 受付日 令和 年 月 日

所長・係長	照 合	受付・入力

別記第5号様式

荒川区区民ひろば館・ふれあい館使用団体取消通知書

年 月 日

様

荒川区長

記

次の団体の登録を取り消したので通知します。

	登録番号	第	号
団 体 名			
代 表 者 氏 名			
代 表 者 の 住 所			
取 消 し の 理 由			
備 考			

## 催事開催届

荒川区長 殿

年 月 日

次のとおり届出します。

利 用 団 体	利用者名 (団体名)		利用者番号 (登録番号)	
	団体区分	区民団体 ・ その他( )		
	住 所	荒川区	丁目	番 号
	責任者氏名 (代表者)		電話番号	( )
過去開催回数	本年度内 回開催			
使用年月日 及び使用区分	年 月 日( 曜日)	・午前 (9:00~12:00) ・午後Ⅰ (12:15~15:15) ・午後Ⅱ (15:30~18:30) ・夜間 (18:45~21:45)		
使用施設	ひろば館 ふれあい館 _____ _____ 室			
内 容	催し物名 : _____ 開催時間 : _____ 参加人数 : _____ 人 催事内容(具体的に): _____ _____ 飲食: 有・無 [ 飲食の内容について、具体的に記載してください ]			
使用 機 材	館 設 置			
	持 込 み			
備 考				

確認・受付欄	使用予定館	区民事務所・コミュニティ施設課
--------	-------	-----------------